

岩手県監査委員告示第28号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第3号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立宮古高等看護学院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成25年10月29日
 - (2) 本監査実施日 平成25年12月17日
- 3 監査結果の公表の日 平成26年2月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
非常勤講師の任用に当たり、任用前に勤務させていたものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	非常勤講師の任用については、講義依頼文書とともに履歴書の提出について促し、任用予定日の1ヶ月前までには提出してもらうよう文書にて周知を図り、履歴書提出後、早急に任用依頼を行うこととした。
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものが6件、86,985円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	資金前渡金の精算については、資金前渡精算の仕組みについて職員への周知及び情報共有を図ることとし、資金前渡精算書の作成を失念しないよう職員間で確認し合いながら再発防止に努めることとした。